

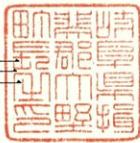
公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町住民課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年6月24日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



氏 名	送 達 書 類 名
加納 純	国民健康保険法施行規則第二十七条の四の四の第一項第一号の規定による通知及び、厚生労働省保険局国民健康保険課長発令和6年9月20日付保国発0920第1号通知第1の2（1）④による通知